

**「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に伴う
「在外経理システム」に係る開発作業**

調達計画書

情報システムの区分：(A)最適化対象業務・システムの構築

特定情報システムの該当有無：無

調達担当課室名：外務省大臣官房在外公館課

1. 業務の概要

平成21年3月現在策定中の「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」の実施にあたり、在外経理システムを新たに開発する。

現在、在外公館ごとに設置している在外経理システムの業務サーバを本省に集約して、本省と在外公館のシステムをオンライン接続することにより、経理手続き等の一層効率的な運用や、適切な予算執行及び管理、システム保守作業等に係る担当者の負担の軽減及び会計担当者の負荷低減とともに業務信頼性の向上を図ることを目的とするもの。現在の在外経理システムで取り扱っているデータの移行も含まれる。

在外経理システムの主な業務内容は、以下のとおり。

・歳出業務

在外公館が活動するために生じる全ての歳出に係る執行事務、各種帳票の作成事務。

以下の機能を含む。

・旅費計算機能

歳出のうち、在外公館に勤務する職員の旅費を算出するための機能

・住居手当機能

歳出のうち、在外公館に勤務する館員の住居手当を算出し、その実績を集計するための機能

・歳入業務

在外公館が徴収する全ての歳入に係る徴収事務、収入事務、各種帳票の作成事務

・会計機関管理、引継、帳簿締切、報告業務

歳出・歳入に係る会計機関の交替に伴う管理、引継、帳簿締切事務及び報告に係る各種帳票の作成事務（分任出納官吏に係る事務を含む）

・共通管理業務

マスタ管理、データ送受信等の共通管理機能

・予算執行管理に係る集計及びデータ出力業務

歳出・歳入に係るデータの集計及びデータ出力・分析業務（外国通貨、邦貨）

・関連するシステムとのデータ連携業務

物品管理システム、現地職員管理システム、本省側会計システム等とのデータ連携業務

2. 調達計画

全工程のスケジュール

設計・開発業者の調達（意見招請）：平成21年4月

設計・開発業者の調達（総合評価落札方式による一般競争入札・提案依頼）

：平成21年6月から平成21年7月まで

（一次開発）

設計、開発：平成21年 8月から平成22年 3月まで

開発（平成22年度に継続して行う開発作業）

：平成22年 4月から平成22年 9月まで

評価、改善：平成22年10月から平成22年12月まで

展開準備：平成22年10月から平成23年 3月まで

ハードウェア・ソフトウェア調達：平成22年7月から9月まで

運用調達：平成23年 1月から平成23年 3月まで

並行運用：平成23年 4月から平成24年 3月まで

（二次開発）

設計、開発：平成23年 4月から平成23年 9月まで
評価、改善：平成23年10月から平成23年12月まで
展開準備：平成24年 1月から平成24年 3月まで
運用調達：平成24年 1月から平成24年 3月まで
正式運用：平成24年 4月から

3. その他

(1) 評価方式

一般競争入札（総合評価落札方式（加算方式））

(2) 契約形態

設計・開発：平成21～23年度の3カ年にわたる国庫債務負担行為による複数年度請負契約
ハードウェア・ソフトウェア：国庫債務負担行為による複数年度賃貸借契約（予定）
システムの運用・保守：システム稼働後（平成23年4月以降）において、単年度・請負契約
ハードウェア・ソフトウェアの運用・保守：国庫債務負担行為による複数年度契約（予定）

(3) 知的財産権の取扱

第三者が既に所有するものを除き、当省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利を使用することができる。

成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利をいう。）は、当省より受託者に対価が完済されたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に留保される。

(4) 入札制限

① 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等に関する入札制限

調達仕様書の作成に直接関与した事業者、または要件定義等工程支援に携わった事業者及び当該事業者の「商法第211条の2第1項及び第3項」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項及び第4項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び当該事業者と同一の親会社をもつ会社については、本案件の入札に参加できない。

ただし、調達仕様書の作成にあたり、当省が仕様の策定過程を管理し、作成された仕様書に公正かつ無差別性が確保されている場合は、調達仕様書作成をもって、引き続きシステム設計・開発の業者への参加を認めないとはしない。

② CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

当省の CIO 補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。以下、「CIO 補佐官等」という。）による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務について、透明性及び公平性を確保するため、当省の CIO 補佐官等が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、本案件の入札に参加できない。

また、過去に当省の CIO 補佐官の職を得ていた者がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、本案件の入札に参加できない。

(5) 制約条件等

本省と在外公館のネットワークは、「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化」に基づき整備さ

れるので、同ネットワークに制約される。

4. 妥当性証明

外務省大臣官房 在外公館課 在外勤務支援室長 清水 享

5. 窓口連絡先

外務省大臣官房 在外公館課 在外勤務支援室 在外経理体制強化班
電話：03-3580-3311 内線5067

以上